

福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金

申請の手引き

補助金申請期間

令和7年10月30日(木)～令和8年10月30日(金)

本補助金に申請いただくには、事前に福島県専門家活用経営支援事業費（米国関税措置・物価高対策枠）補助金による専門家派遣支援を受けていただくことが必要です（詳細は、1ページを御覧ください）。

補助金申請までの流れ

- ① 各支援機関へ福島県専門家活用経営支援事業（米国関税措置対応・物価高対策枠）相談票を提出

<相談票の受付期間：令和7年10月30日（木）～令和8年8月31日（月）>



- ② 各支援機関による専門家派遣の実施

（実施後、各支援機関より「実施報告書（個票）（中小企業者等に対する専門家派遣）」の提供あり）



- ③ 「福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金」を
(公財)福島県産業振興センターへ申請

<補助金申請期間：令和7年10月30日（木）～令和8年10月30日（金）>



- ④ (公財)福島県産業振興センターが補助金申請書を審査



- ⑤ 福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業の実施

※ご注意いただきたい点

「福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金」を申請いただくには、事前に福島県専門家活用経営支援事業費（米国関税措置・物価高対策枠）補助金による専門家派遣支援を受けていることが必要です。

専門家派遣及び補助金は、期間内であっても、予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

目 次

1 趣 旨	3
2 事業概要	3
3 補助対象者、補助対象事業、補助率、補助上限等	6
4 スケジュール	8
5 補助対象経費	9
6 補助対象経費に関する注意点等	11
7 申請様式・添付書類	13
8 注意事項	16
9 交付決定等（補助事業の選考等）、事業の進捗、成果等	18
福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金実施要領	17

1 趣 旨

中小企業を取り巻く環境は、長引く物価高騰や構造的な人手不足に加え、持続的な賃上げが求められるなど、依然として厳しい状況にあります。

さらに、米国による関税措置の発動などが、日本経済や企業活動に及ぼす影響についても、引き続き注視する必要があります。

(公財)福島県産業振興センターでは、令和7年度に特別相談窓口を設置し、資金繰りや生産効率の向上などに関する相談へきめ細かく対応してまいりました。米国の関税措置につきましては、現時点で直接的な影響を受けている県内企業は限定的ですが、物価高騰や関税措置の影響を踏まえ、中小企業者等の経営力強化を図るための事業活動を丁寧に支援してまいります。

福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業は、物価高騰や関税措置の影響を受ける中小企業者等を対象とし、専門家派遣による支援を受けた県内中小企業者等が実施する商品開発、販路拡大、生産効率の向上など、経営強化につながる取組に要する経費の一部を支援するものです。

2 事業概要

福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金

米国関税措置又は物価高の影響を乗り越えるため、新たな商品開発、販路拡大及び生産効率の向上等の経営強化に繋がる事業に取り組む福島県内の中小企業者等に対して、その経費の一部を補助する事業です。

＜経営強化に資する事業の例＞

○新たな商品開発の取組

- ・新規商品開発に必要な資機材、設備の導入

○販路開拓の取組

- ・販路拡大のための展示会等出展
- ・製品のパッケージデザイン刷新等による自社ブランドの認知度向上
- ・オンラインでの販路開拓に向けた自社ECサイトの構築または改修

○生産性向上の取組

- ・受注減少に対応した柔軟な生産体制への移行や生産設備の再配置、統合による効率化
- ・製造設備導入、既存設備の改修

○その他経営強化に資する直接経費

- ・広告、宣伝
- ・パンフレット作成
- ・省エネ設備の更新

＜福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金の申請手順＞

Step 1

►米国関税措置又は物価高の影響でお困りの方は、各支援機関へ相談し、福島県専門家活用経営支援事業（米国関税措置・物価高対策枠）相談票を各支援機関へ提出してください。

- ※ 米国関税措置又は物価高により将来的に影響を受ける場合や間接的な影響を受けている場合でも、経営上の変化やお困りごとがあればご相談ください。
- ※ 支援機関とは、各商工会、各商工会議所、福島県中小企業団体中央会、公益財団法人福島県産業振興センターを指します。
- ※ 相談票は、各支援団体へお問い合わせください。
 - ・各商工会 → 福島県商工会連合会のホームページを参照して下さい。
(商工会の連絡先の掲載あり)
(URL: <https://f.do-fukushima.or.jp/kouikikyogikai/>)
 - ・福島商工会議所
(URL: <https://www.fukushima-cci.or.jp/>)
 - ・二本松商工会議所
(URL: <https://www.nihonmatsu-cci.or.jp/>)
 - ・郡山商工会議所
(URL: <https://www.ko-cci.or.jp/>)
 - ・須賀川商工会議所
(URL: <https://www.sukagawacci.or.jp/>)
 - ・白河商工会議所
(URL: <https://shirakawa-cci.or.jp/>)
 - ・会津若松商工会議所
(URL: <https://www.aizu-cci.or.jp/>)
 - ・会津喜多方商工会議所
(URL: <http://www.aizukitakatacci.or.jp/>)
 - ・原町商工会議所
(URL: <https://www.haracci.com/>)
 - ・相馬商工会議所
(URL: <http://www.somacci.com/>)
 - ・いわき商工会議所
(URL: <http://www.iwakicci.or.jp/>)
 - ・福島県中小企業団体中央会、
(URL: <http://www.chuokai-fukushima.or.jp/>)
 - ・公益財団法人福島県産業振興センター
(URL: <https://www.f-open.or.jp/>)

『福島県専門家活用経営支援事業（米国関税措置・物価高対策枠）相談票』
受付期間

令和7年10月30日（木）～令和8年8月31日（月）

Step 2

- ▶ 各支援機関の専門家より、米国関税措置又は物価高の影響を乗り越えていただくための経営強化のアドバイスを実施
- ▶ 専門家のアドバイスのもと、補助金の事業計画書を作成して下さい。
- ▶ 派遣終了後には、各支援機関より、『実施報告書（個表）（中小企業者等に対する専門家派遣）』の提供があります。

Step 3

- ▶ 福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金交付申請書を福島県産業振興センターに提出して下さい。

補助金申請期間

令和7年10月30日（木）～令和8年10月30日（金）

3 補助対象者、補助対象事業、補助率、補助金額上限等

福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金	
補助対象者	<p>次の（1）（2）（3）の全ての要件を満たす中小企業者等（注1）</p> <p>（1）米国関税措置又は物価高に起因して、令和7年4月以降、任意の1か月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが前年同期比で5%以上減少した者</p> <p>（2）福島県内に本社及び事業所（注2）を共に有する者</p> <p>（3）福島県専門家活用経営支援事業費（米国関税措置・物価高対策枠）補助金において専門家派遣の支援を受けた者</p> <p>※なお、「実施要領」の第3条第2項のいずれかに該当する場合は、申請資格がありません。</p>
補助対象事業	米国関税措置又は物価高の影響を受ける県内中小企業者等が実施する、新たな商品開発、新規販路拡大、生産効率の向上等の経営強化に資する事業
申請期間	<p>【①福島県専門家活用経営支援事業（米国関税措置・物価高対策枠）相談票受付期間】</p> <p>令和7年10月30日（木）～令和8年8月31日（月）</p> <p>※予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。</p> <p>【②福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金申請期間】</p> <p>令和7年10月30日（木）～令和8年10月30日（金）</p> <p>※郵送による申請の場合、レターパックなど追跡が可能な方法で送付してください。（申請期間の最終日の17時必着）</p> <p>※補助金を申請いただくには、事前に福島県専門家活用経営支援事業費（米国関税措置・物価高対策枠）補助金による専門家派遣の支援を受けていることが必要です。</p> <p>※予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。</p>
補助対象期間	原則として、補助金交付決定日から令和8年12月31日（木）まで
補助率	2／3以内
補助金額上限	<p>1,000千円（税抜）</p> <p>※消費税は補助対象外、補助金額は千円未満切り捨て</p>
その他	○同一事業者からの申請は1件に限ります。

説明等																										
(注1) 中小企業者等	<p>○実施要領第2条第2号に定める者 下表に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び生活衛生同業組合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる事業を営んでいる業種</th><th><資本金基準></th><th><従業員基準></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）</td><td>資本金の額又は出資の総額 3億円以下</td><td>常時使用する従業員の数(※) 300人以下</td></tr> <tr> <td>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td><td>3億円以下</td><td>900人以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業（下記以外）</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> <tr> <td>旅館業</td><td>5千万円以下</td><td>200人以下</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr> </tbody> </table> <p>※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。</p>		主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準>	<従業員基準>	製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	資本金の額又は出資の総額 3億円以下	常時使用する従業員の数(※) 300人以下	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準>	<従業員基準>																								
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	資本金の額又は出資の総額 3億円以下	常時使用する従業員の数(※) 300人以下																								
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下																								
卸売業	1億円以下	100人以下																								
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下																								
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
旅館業	5千万円以下	200人以下																								
小売業	5千万円以下	50人以下																								
(注2) 事業所	<p>○福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金実施要領(以下、「実施要領」という。)第2条第1号に定める場所 ○法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控により、福島県内に事業活動を遂行する事業所の所在が確認できることが必要です。</p>																									

注意事項

下記の方は、福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金に申請できません。

- ▶ 大企業
- ▶ みなしだ企業（※）

※次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ・中小企業者以外の者（会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタル（注）を除く。）との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係（以下「直接支配関係」という。）がある者
- ・中小企業者以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者（会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタル（注）を除く。）との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者
- ・中小企業者以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上を占めている者

（注）次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

- ▶ 国又は地方公共団体から出資を受けている者
- ▶ 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等

4 スケジュール

(1) 福島県専門家活用経営支援事業(米国関税措置・物価高対策枠)相談票受付期間

令和7年10月30日(木) ~ 令和8年8月31日(月)

※予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

(2) 福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金

申請期間 : 令和7年10月30日(木) ~ 令和8年10月30日(金)

※予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

事業実施期間 : 交付決定日 ~ 令和8年12月31日(木)

※実績報告書は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和8年12月31日のいずれか早い日までに提出してください。

必要に応じて、(公財)福島県産業振興センターによる事業完了検査を実施します。

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業に直接関係する次に掲げる経費のうち、(公財)福島県産業振興センターが必要かつ適当と認める経費とします。

費 目	説 明
機械設備等購入費	<p>機械装置及び設備・備品の購入費・リース料・割賦料 機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用・設置・送料に 要する経費等</p> <p>※上記と一体的に発注するもの（機械装置等の設計費、機械装 置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。但し、事 業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限る。 ※パソコンやタブレットなど、汎用性があり、補助目的以外に も使用できる物品については、補助対象外とする。 ※リース料・割賦料は、対象期間分のみが補助対象。 ※機械装置及び設備・備品の設置・改修等で必要とする、既存 の建物・設備等の改修および解体費・処分費・撤去費等は対 象とする。</p>
新商品開発費	新商品の試作品や、製品パッケージの試作開発に伴う原材料、 設計、デザイン、製造、改良、加工するためには要する経費
資材等費	補助事業遂行に必要な資材・部品等の購入に要する経費等
外注・委託費	<p>自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェ ア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場 合に要する経費や要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待 した上での外部への製造委託等に要する経費。（但し、補助対象 事業の核となる要素すべてを委託することはできない。）</p> <p>試験検査等の委託費（福島県が設置する試験研究機関に対する 検査手数料は除く）、市場調査、デザイン料、システム開発費、 ホームページ（webサイト）制作等。</p> <p>※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は、 補助対象外とする。</p>
展示会等出展費	<p>展示会等に出展または商談会に参加するためには要する経費 (出展料、運搬費、通訳料、翻訳料等)</p> <p>※オンラインによる展示会・商談会等を含む</p> <p>※販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものを除く</p> <p>※自主企画により開催する展示会に要する経費は補助対象とす る。（販売のみを目的としないもの）</p> <p>※例年参加している展示会等への出展費は補助対象外</p>
旅 費	補助事業遂行に必要な旅費・交通費（公共交通機関の利用に限 る。なお、新幹線等鉄道のグリーン車料金、タクシーレンタカーは補助 対象外。）
会議費	講師や専門家等への旅費・謝礼金、外部のセミナー・講演会の 受講料、会議や講演を開催する際の会場や備品等の利用に要す る経費

その他直接経費等	広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、省エネ設備の更新費、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 ※例年実施している広告、広報等の費用は補助対象外
----------	--

※ 親会社・子会社等への発注や外注による経費は、原則、対象経費として認められません。

＜(参考) 補助対象とならない経費の例＞

- 消費税
- 保守料
- 旅費としての新幹線等鉄道のグリーン車料金、タクシ一代
- 旅費としてのガソリン代、レンタカ一代、高速道路通行料金、駐車料金
- 文房具などの一般事務用品
- 汎用性があり目的外使用になり得るもの
(例:事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産の購入費等。)
- 華美なもの(必要以上に高価な什器、美術品等)
- 雑誌定期購読料、新聞代、団体等の会費
- 自動車等車両、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
- 土地の購入費、土地造成費、建物建築費、不動産の取得に係る経費
- 土地・建物の賃借料
- 建物・設備の設置・改修等を伴わない、既存の建物・設備等に係る解体費・処分費・撤去費
- 日本の特許庁に納付される知的財産権に係る手数料等、他者からの知的財産権購入費
- 電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 中古品
- 人件費
- 補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- 各種保険料
- 販売を目的とした製品・商品等の仕入、生産等に係る経費(※テスト販売を除く)
- 商品券等の金券、収入印紙
- 借入に伴う支払利息、公租公課(消費税及び地方消費税額等)、建物登記費用・官公署に支払う手数料等(福島県が設置する試験研究機関に対する支出も含む)、振込手数料(代引手数料を含む)
- 地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- 贈答のために購入する土産物に係る経費、飲食費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- 帳簿、証憑等により、発注・契約、納品(検収)・履行完了、支払(決済)等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- 補助事業の遂行に直接関係しない経費。ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。
- 上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

※テスト販売とは、補助事業者が本事業で開発等を行った試作品を、①展示会等のブース、②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、③第三者への委託などにより、限定された期間に、不特定多数の人に対して、試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。補助事業で開発した試作品のテスト販売を認める要件は以下のとおりとする。なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助対象に係る経費から差し引いて算出するものとする。

【要件】

- ・テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となること。
- ・テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。(試作品の改良、販売予定価格の改定をした場合を除く。)
- ・テスト販売品には、「テスト販売価格」として通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記すること。
- ・消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。

6 補助対象経費に関する注意点等

○旅費については、公共の交通機関を利用した実費とします。（但し、新幹線等鉄道のグリーン車料金、タクシー代は補助対象外。）

○対象経費については、原則として、補助対象期間内に発注・契約を行い、納品・支払（決済※）の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実が確認できることが必要です。

※補助対象期間内に、銀行振込、現金やクレジットカードによる支払いを終えてください。

※補助対象期間内に支払いを終えたとしても、先方に着金していない経費は補助の対象外になりますので御注意ください。（クレジットカードの場合、カードの利用日が補助対象期間内であることが必要です。）

※相殺による処理は対象外とします。

※購入の際に、ポイント等が付与された場合は、その分は補助対象外となりますので、補助対象経費から除いてください。

○他の補助金、助成金等の交付を受けている費用については、補助対象経費に計上できませんので御注意ください。

○令和8年12月31日（木）までに補助事業を完了する必要があります。

○事前着手した場合は補助対象外となります。

○補助対象事業として、LED照明への更新に取り組む場合（補助対象経費としては「その他直接経費等」－「省エネ設備の導入費」）のみ、ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）への参加が必須となります。

また、「ふくしま省エネ（LED照明等）Jクレジットクラブ」への入会について同意いただける場合は、入会届及び「設備情報一覧」を再生可能エネルギー推進センターへ提出ください。

○ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）への参加について
(LED照明を更新する場合のみ必須)

事業所の皆様が、「ゼロカーボン」を目指した取組の実施を宣言し、自主的に省エネ・省資源などの地球温暖化対策に取り組んでいただく事業です。LED照明を更新する事業者の皆様には当事業に参加していただきます。

※詳細及び申請方法は、県環境共生課のホームページを御確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/r7-zerocarbonsengen-jigyosyo.html>

○ふくしま省エネ（LED照明等）Jークレジットクラブへの入会について
(LED照明を更新する場合は任意)

県では、国のJークレジット制度を通じて、県内事業者が行う省電力の照明設備への更新により生み出される「環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果）」を「クレジッ

ト」化し、得られる収益を本県の脱炭素化に向けた事業に活用することに取り組みます。

事業者個々の環境価値を1つにまとめ、活用していくために、令和7年4月1日に「ふくしま省エネ（LED 照明等）Jークレジットクラブ」を設立しました。Jークレジット制度や本クラブ設立の趣旨にご賛同いただき、Jークレジットクラブへ入会を希望される事業者は、「入会届」及び「設備情報一覧」を再生可能エネルギー推進センターへ提出ください。（任意）

※詳細は、「ふくしま省エネ（LED 照明等）Jークレジットクラブ運営規約」を御確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/f-jcredit-led.html>

<（参考）補助対象外の事業>

- ・他の補助金等を活用して同一の内容で行われる事業
- ・特定の政治活動に関連した事業
- ・特定の宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉等となるような事業
- ・公序良俗に反する事業、又は社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容に関連して行われる事業）

7 申請様式・添付書類

申請書類等について

- ア 申請の手引き、様式等については、(公財)福島県産業振興センターホームページからダウンロードしてください。
URL: <https://www.f-open.or.jp/support/fund/us-tariff-high-prices.html>
- イ 提出物は、各書類1部とします。
- ウ 各書類はA4判、片面印刷、ページ番号記入でホッチキス止めなしで提出してください。記入は内容の正確性を期すため、Word、Excel等を使用し、判読しやすいように日本語で作成してください。
- エ 提出された書類に不備がある場合又は審査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、御注意ください。

確認欄	書類名
<input type="checkbox"/>	交付申請書（様式第1号） 事業計画等（様式第1号別紙）
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	仕様書、カタログ（機能や型式等分かるもの） ※過度な機能を要する（華美な）ものは補助金の特性上認められない ※該当する場合のみ
<input type="checkbox"/>	工事を伴う場合は図面・工事着手前の画像（改修する箇所や内容が分かるもの） ※該当する場合のみ
<input type="checkbox"/>	法人登記簿謄本（★原本） (履歴事項全部証明書。発行後3カ月以内のもの)
<input type="checkbox"/>	納税証明書（★原本） (県税に滞納が無いことの証明書。発行後3カ月以内のもの)
<input type="checkbox"/>	直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書）の写し、又は直近2期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、青色申告決算書
<input type="checkbox"/>	令和7年4月以降、任意の1か月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが前年同期比で5%以上減少したことを示す資料 ・売上高、売上総利益、営業利益等が分かる会計資料（月次決算資料など）の写し（令和7年4月以降、任意の1か月分、前年同期分）

※上記のほか、(公財)福島県産業振興センターが必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【福島県専門家活用経営支援事業（米国関税措置・物価高対策枠）【専門家の派遣】に関する問い合わせ・提出先】

問い合わせ・提出先	<ul style="list-style-type: none">各商工会 →福島県商工会連合会のホームページを参照して下さい。 (商工会の連絡先の掲載あり) (URL: https://f.do-fukushima.or.jp/kouikikyogikai/)	<p>※相談票の提出方法</p> <p>メール 又は FAX</p>
	◎福島商工会議所 電話：024-536-5511 メール：fcci@fukushima-cci.or.jp FAX：024-525-3566	
	◎二本松商工会議所 電話：0243-23-3211 メール：ncci@nihonmatsu-cci.or.jp FAX：0243-23-6677	
	◎郡山商工会議所 電話：024-921-2600 メール：admin@entre.gr.jp FAX：024-921-2640	
	◎須賀川商工会議所 電話：0248-76-2124 メール：skgawcci01@sukagawacci.or.jp FAX：0248-76-2127	
	◎白河商工会議所 電話：0248-23-3101 メール：cci@shirakawa-cci.or.jp FAX：0248-22-1300	
	◎会津若松商工会議所 電話：0242-27-1212 メール：info@aizu-cci.or.jp FAX：0242-27-1207	
	◎会津喜多方商工会議所 電話：0241-24-3131 メール：info@aizukitakatacci.or.jp FAX：0241-25-7171	
	◎原町商工会議所 電話：0244-22-1141 メール：info@haracci.com FAX：0244-24-4182	

◎相馬商工会議所
電話：0244-36-3171
メール：info@somacci.com
FAX：0244-36-3184

◎いわき商工会議所
電話：0246-25-9151
メール：web@iwakicci.or.jp
FAX：0246-25-9155

◎福島県中小企業団体中央会
〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20
コラッセふくしま 10階
電話：024-536-1261
メール：info@chuokai-fukushima.or.jp
FAX：024-536-1217

◎公益財団法人福島県産業振興センター 経営支援課
〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20
コラッセふくしま 2階
電話：024-525-4039
メール：senmonka@f-open.or.jp
FAX：024-525-4036

※電話でのお問合せは、平日9時～12時、13時～17時にお願いします。

【福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金補申請書類に関する 問い合わせ・提出先】

問い合わせ・提出先	公益財団法人福島県産業振興センター 経営支援課 〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 2階 電話：024-525-4034 メール：senmonka@f-open.or.jp (当事業用メールアドレス)	※申請書類の提出方法 メール 又は 郵送
	※電話でのお問合せは、平日9時～12時、13時～17時にお願いします。	

8 注意事項

- 本補助金の交付決定後、申請の手引き、実施要領等に反する事実や申請書類の不正その他の支給要件を満たさないこと又は補助金の交付額が過大であったことが発覚した場合は、補助金を返還いただきます。
- 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、対象要件を満たさなかったり、申請資格がないことが判明した場合には、補助金の不交付となることがありますので、御注意ください。
- 提出された書類（個人情報を含む）は、（公財）福島県産業振興センターから福島県に提供されます。
なお、当該書類（個人情報を含む）は、以下の目的の範囲で使用し、企業の秘密は保持します。
 - ・交付決定、管理等の補助事業の適正な執行のために必要な場合
 - ・事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後の調査を含む。）
 - ・その他補助事業の遂行のために必要な場合
- （公財）福島県産業振興センター又は福島県から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じていただきます。
- 中小企業者等への支援や本補助金の審査に必要な範囲で、本補助金の申請書、提出資料、実施報告書（個票）（中小企業者に対する専門家派遣）に記載された情報を直接又は福島県を通じて他の行政機関や連携機関に提供される場合があります。
- 他の行政機関等が実施する補助金、支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は福島県を通じて提供される場合があります。
- （公財）福島県産業振興センター又は福島県に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報が提供される場合があります。
- （公財）福島県産業振興センター又は福島県に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報が提供される場合があります。
- 本補助金の申請内容を確認するための調査に応じるとともに、福島県の調査に応じることができるよう、申請書類のほか根拠書類についても適切に保存してください。

○旅費の支給基準について

- 補助対象経費に計上する旅費は、国が定める支給基準により算出することとします。
- ・最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算することします。
 - ・宿泊料は以下の表に基づく金額を上限とし、日当は認めないものとします。
 - ・その他旅費支給に関する詳細は交付決定時に示すものとします。
 - ・外国旅費については、以下の URL を参考にお願いいたします。

(内国旅費)

都道府県	宿泊料（円／泊）	都道府県	宿泊料（円／泊）
北海道	13,000	滋賀県	11,000
青森県	11,000	京都府	19,000
岩手県	9,000	大阪府	13,000
宮城県	10,000	兵庫県	12,000
秋田県	11,000	奈良県	11,000
山形県	10,000	和歌山県	11,000
福島県	8,000	鳥取県	8,000
茨城県	11,000	島根県	9,000
栃木県	10,000	岡山県	10,000
群馬県	10,000	広島県	13,000
埼玉県	19,000	山口県	8,000
千葉県	17,000	徳島県	10,000
東京都	19,000	香川県	15,000
神奈川県	16,000	愛媛県	10,000
新潟県	16,000	高知県	11,000
富山県	11,000	福岡県	18,000
石川県	9,000	佐賀県	11,000
福井県	10,000	長崎県	11,000
山梨県	12,000	熊本県	14,000
長野県	11,000	大分県	11,000
岐阜県	13,000	宮崎県	12,000
静岡県	9,000	鹿児島県	12,000
愛知県	11,000	沖縄県	11,000
三重県	9,000		

(外国旅費)

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）

URL: <https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045>

9 交付決定等（補助事業の選考等）、事業の進捗、成果等

補助金交付決定

提出された申請書類等により交付決定又は不採択の通知をします
※なお、補助金は予算額に達し次第、受付を終了いたします。

その他留意事項

ア 交付決定を受けた事業については、公表の可否及び公表内容について、事前に申請者と調整・了承を得た上で、(公財)福島県産業振興センター又は福島県のウェブサイトで公表するとともに、必要に応じて報道機関等へ紹介する場合があります。

イ 補助金の交付は、原則として精算払いとし、申請フローは下記のとおりです。

なお必要に応じて、対象期間内に補助事業者に対し、事業の進捗状況等の確認を行う場合があります。

ウ (公財)福島県産業振興センターや福島県が設ける場において、成果発表をお願いする場合があります。

また、事業実施年度内に各種メディア等に本取組が掲載・紹介される見込みがある場合は、(公財)福島県産業振興センターまで情報を添えて報告ください。

エ 実績報告方法及び報告に必要な書類等は交付決定以降に併せて通知します。

補助事業が完了したときは、事業完了日から30日を経過した日又は令和8年12月31日（木）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

必要に応じて、(公財)福島県産業振興センターによる実地調査を実施する場合があります。

オ 申請者の①交付申請から⑤精算払いまでのフローは下記のとおりです。

